

# 指定管理業務点検・評価シート(平成29年度業務)

平成30年 7月30日

施設名	鳥取県営境港水産物地方卸売市場及び境漁港	所在地	鳥取県境港市昭和町9番地7ほか
施設所管課名	農林水産部境港水産事務所	連絡先	0859-42-3167
指定管理者名	境港水産物市場管理 株式会社	指定期間	平成26年4月1日～平成31年3月31日

## 1 施設の概要

設置目的	水産物の卸売等を行わせるため
設置年月日	昭和37年9月15日開設
施設内容	<input type="checkbox"/> 敷地面積 91,030m <sup>2</sup> <input type="checkbox"/> 施設内容 卸売場、仲卸売場、管理事務所、駐車場、トラックスケールほか
開場時間	午前4時から午後7時まで
休場日	<input type="checkbox"/> 1月1日から1月3日まで <input type="checkbox"/> 8月14日から8月16日まで <input type="checkbox"/> 毎週日曜日 <input type="checkbox"/> その他開設者が必要と認めた日

## 2 指定管理者が行う業務

委託業務の内容	<input type="checkbox"/> 市場施設の利用許可等 <input type="checkbox"/> 市場施設の使用料の徴収及び収納 <input type="checkbox"/> 市場の施設及び設備の維持管理 <input type="checkbox"/> その他市場の管理に関する業務（開場時間及び休場日の決定・変更、卸売業者からの卸売り予定数量等の報告の受理・掲示、市場内での制限行為の承認及び制限した行為の違反者に対する制止・退去命令等） <input type="checkbox"/> 境漁港の維持管理に関する業務 <input type="checkbox"/> 境漁港の管理に関する業務（港内の秩序維持のための船等に対する移動命令等） <input type="checkbox"/> その他管理施設の運営に関して必要な業務（利用者の受付及び案内、会議室・付属設備及び備品の貸出等）
---------	---

## 3 施設の管理体制

管理体制	正職員（常勤職員）： 4人、非常勤職員： 6人、臨時職員： 0人 [計 10人]											
	専務取締役	業務部長	監視員A 監視員B 監視員C	設備部長	監視員D 監視員E 監視員F	事務職員						

## 4 施設の利用状況

水揚量(t)		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	29年度	9,249	11,435	13,866	8,606	4,974	8,858	12,403	9,145	6,528	13,471	14,850	13,371	126,756
28年度	8,525	12,554	8,632	3,960	4,621	10,623	11,300	11,962	8,547	9,345	10,688	23,340	124,097	
増減	724	-1,119	5,234	4,646	353	-1,765	1,103	-2,817	-2,019	4,126	4,162	-9,969	2,659	

見学等 受入状況		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	団体数	31	32	102	40	35	44	47	62	39	18	33	26	509
	人数	137	103	520	351	85	729	733	514	171	115	142	94	3,694

## 5 収支の状況

区分		29年度	28年度	増減
収入	事業収入			
		小計		
		県委託料	154,403,000	154,403,000 0
	事業外収入			
		小計	154,403,000	154,403,000 0
		計	154,403,000	154,403,000 0
	人件費		28,231,330	27,083,714 1,147,616
	管理運営費		104,369,977	110,460,051 △6,090,074
	事業費			
	計		132,601,307	137,543,765 △4,942,458
収支差額		21,801,693	16,859,235	

## 6 労働条件等

確認項目		状況			備考
		正職員	非常勤職員	臨時職員	
雇用契約 ・ 労使協定	労働条件の書面による提示	労働条件通知書	労働条件通知書	該当なし	※書面の名称を記入
	就業規則の作成状況	作成あり。役員除く9人で届出不要。		同上	※常時10人以上の労働者を起用する場合は作成、届出が必要
	労使協定の締結状況	無		同上	※労働基準監督署長への届出が必要な協定の有無
労働時間	所定労働時間	40時間	上限40時間 下限32時間	同上	※幅がある場合は上限、下限を記入
	時間管理の手法	自己申告、使用者の現認		同上	※タイムカード、ICカード、自己申告、使用者の現認などの別を記入
	休暇、休日の状況	土、日、祝祭日、市場休場日	4日勤務2日休暇のローテーション	同上	※幅がある場合は上限、下限を記入
給与	給与金額	業務部長258.5千円、設備部長266千円、事務主任189.5千円	監視員160千円	同上	※平均月額を記入
	最低賃金との比較	適	適	同上	※適否を記入
	支払い遅延等の有無	無	無	同上	※有無を記入
安全衛生	一般健康診断の実施	正職員：年1回、監視員：年2回			
	産業医の選任	選任の要否：不要	選任状況：なし		※規模の要件あり
	安全管理者の選任	選任の要否：不要	選任状況：なし		※業種・規模の要件あり
	衛生管理者的選任	選任の要否：不要	選任状況：なし		※規模の要件あり
	安全衛生推進者（衛生推進者）の選任	選任の要否：不要	選任状況：なし		※業種・規模の要件あり

(参考)

- 労働基準監督署長への届出が必要な労使協定の例（労働基準法に基づくもの）
  - ・労働者の貯蓄金をその委託を受けて管理する場合（労働基準法第18条）
  - ・1ヶ月単位の変形労働時間制（労働基準法第32条の2 就業規則に定めた場合には届出不要）
  - ・1年単位の変形労働時間制（労働基準法第32条の4、第32条4の2ほか）
  - ・1週間単位の非定型的変形労働時間制（労働基準法第32条の5）
  - ・時間外労働・休日労働（労働基準法第36条 いわゆる「36協定」）
  - ・事業場外労働のみなし労働時間制（労働基準法第38条の2 事業場外労働が法定労働時間内の場合は不要）
  - ・専門業務型裁量労働制（労働基準法第38条の3）

### ○各種管理者等の業種・規模に係る要件（労働安全衛生法に基づくもの）

種別	業種	規模（常時使用する労働者数）
産業医	全ての業種	50人以上
安全管理者	林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業	50人以上
衛生管理者	全ての業種	50人～200人（1人選任）
		201人～500人（2人選任）
		501人～1,000人（3人選任）
		1,001人～2,000人（4人選任）
		2,001人～3,000人（5人選任）
		3,001人以上（6人選任）
安全衛生推進者	安全管理者と同じ	10人以上50人未満
衛生推進者	安全管理者の選任を要する業種以外の業種	10人以上50人未満

## 7 サービスの向上に向けた取組み

区分	取組み内容
施設運営管理面	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中継ポンプ槽を中心に汚泥除去注力、滞留ウロコ排出9,450キロ</li> <li>○マグロ水揚げ時の立会監視強化、部外者侵入の排除</li> <li>○小学生の社会科見学、対応注力。お魚ガイド及び県と連携対応</li> </ul>
安全管理面	<ul style="list-style-type: none"> <li>○台風、強風時の管内状況把握、関係者への注意喚起</li> <li>○大型旅客船の入港増大に伴う、漁船に注意喚起の要請書配布</li> <li>○融雪ホース、2号岸壁に設置</li> </ul>
環境衛生面	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各所のエタノール消毒液の管理、巡回活動中のゴミ除去</li> <li>○2号場内、魚入り等の発泡放置、撤去通知</li> <li>○側溝汚泥、カラスの巣の除去</li> </ul>
修繕面	<ul style="list-style-type: none"> <li>○清浄海水供給装置の点検・維持管理を強化</li> <li>○側溝、グレーティング、段差等の補修強化</li> <li>○排水ポンプの故障増加、早期修復及び日時の点検強化</li> </ul>

## 8 利用者意見への対応

利用者意見の把握方法	監視員及び職員の巡視、業務活動の中で、生産者、仲買人、卸業者等市場関係者との関係強化に注力し、要望の把握に努めている。
------------	---

利用者からの苦情・要望	対応状況
場内の蛍光灯が切れているとの連絡を受けた。	職員又は業者にて蛍光管の交換を行いました。
活魚の清浄海水の出が悪いとの連絡を受けた。	職員で分解清掃を行いました。
上屋前に車が駐車しており搬出作業の邪魔になると連絡を受けた。	管内放送で移動を指導しました。また、関係者へ駐車のルール順守を通知しました。
ツバメの巣の除去依頼がありました。	職員で除去しました。

利用者からの積極的な評価
多くの要望、意見に対し真摯に対応することを心掛けている。また、中立・公平・公正という姿勢を基本としており、一定の信頼感は寄せられているものと考える。 市場を取り巻く関係者は相互に利害関係があり、当事者間での解決の難しさもある。指定管理者に対し調整機能が期待されていると感じている。修繕等の対応についてもご理解を頂いていると思う。

## 9 指定管理者による自己点検

〔成果のあった取組み・積極的に取り組んだ事項〕
<ul style="list-style-type: none"> <li>○市場整備工事関連の定例会に参加し、工事業者、県との連携が図れた。</li> <li>○早期の事象発見と早期対応に努め修繕対応し、清浄海水供給装置の状況把握に注力した。</li> <li>○関係者との連携に注意対応した。機敏な対応に努めた。</li> </ul>
〔現在、苦慮している事項〕 〔今後、改善・工夫したい事項・積極的に取り組みたい事項〕
<ul style="list-style-type: none"> <li>○年間に百数十件の修繕が発生するが、修繕費用100万超の案件が多く発生すれば予算執行において全体に影響するものと懸念。</li> <li>○市場整備でのハード面が先行しているが、ソフト面も並行して今後議論を深める必要がある。</li> <li>○市場整備が進められる中、管理者として施設に必要な機能等を積極的に提案していきたい。</li> <li>○長期係留船撤去要請については、有効な対策がないのが現状。そのため、係留スペースがしばしば狭隘となる。</li> <li>○陸電利用における電気代徴収については、金額が高いと不満を持たれる漁業者もあり対応に苦慮する場合がある。</li> </ul>

## 10 施設所管課による業務点検

項目	評価	点検結果
〔施設設備の維持管理・緊急時の対応等〕 ○施設設備の保守管理・修繕 ○施設の保安警備、清掃等 ○事故の防止措置、緊急時の対応	4	・小規模な修繕については、早めの対応を心がけ、安全面に配慮した対応を取っている。 ・施設の老朽化の状況を見ながら、適切な時期に補修を実施している。
〔施設の利用の許可、利用料の徴収等〕 ○利用の許可 ○適正管理に必要な利用者への措置命令 ○利用料金の徴収、減免の実施	4	・条例等を遵守し、適正に処理されている。 ・使用料の徴収に関しては、滞納・未収金の発生もなく、また、県への払い込みについても遅滞なく適切に処理が行われている。
〔その他管理施設の管理に必要な業務〕 ○利用受付・案内 ○附属設備・備品の貸出し ○利用指導・操作	3	・部外者の進入等の条例違反に対しては、監視員を通じて適切な処分(制止・退去)を行っている。
〔利用者サービス〕 ○開館時間、休館日、利用料金等 ○利用者へのサービス提供・向上策 ○施設の利用促進 ○個人情報保護、情報公開 ○利用者意見の把握・対応	4	・市場整備にあたり、場内の利用方法が日々変わる状況のなか、日々発生する利用者からの要望、苦情に対し迅速に対応するとともに改善に努めている。
〔収入支出の状況〕	4	・委託業務の複数年契約等により、余剰金を発生させ、経費節減に努力をしている。
〔職員の配置〕	3	・業務の円滑な実施のため、適切に配置されている。
〔会計事務の状況〕 ○不適正事案や事故等の有無 ○業務報告書(月次)における内部検査結果 ○利用料金等に係る適正な会計事務  ○必要な規程類の整備 (会計規程、協定書等で整備が定められている規程など)	3	・会計事務に関する内部検査は、月1回実施されている。 ・帳簿の管理等、適正な会計事務が行われている。
〔関係法令の遵守状況〕 ○関係法令に係る行政指導等の有無等 ・労働関係法令 (労働基準、労働安全、障がい者雇用等) ・環境関連法令 (大気、水質、振動、廃棄物等) ・その他の法令 ○県内発注(鳥取県産業振興条例)	3	・労働条件等、法律に基づき遵守されている。
〔県の施策への協力〕 ○障がい者就労施設への発注等	2	・市場の現場業務においては障がい者就労施設への発注は難しいと思われるが、各種物品等の発注においては検討の余地があると考える。
総括	3	・利用者との関係構築に注力し、要望に迅速に対応するよう心掛けており、運用面でも質の高いサービスを提供しようとする姿勢が見られる。但し、書類の提出時期が慢性的に遅れぎみである。

《評価指標》 5 : 協定書の内容について高レベルで実施されており、また、計画・目標を上回る実績があり、優れた管理運営がなされている。

4 : 協定書の内容以上の適切な管理が行われており、計画・目標を上回る実績があった。  
3 : おおむね協定書の内容どおり適切な管理が行われており、計画・目標に近い実績を達成している。  
2 : 協定書の内容に対して不適切な事項が認められ、また、計画・目標を達成していない。

1 : 協定書の内容に対して重大な違反事項が認められる、指摘済みの不適切事項が放置されている、計画・目標、前年度実績を大きく下回っているなど、大いに改善を要する。

※総括欄は、各項目の平均の小数点以下第2位を四捨五入した数値を基本に、総合的に評価する。